

Q3 日本の高病原性鳥インフルエンザ対策について教えてください。

国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、国内の家きん等への感染拡大を防止するため、関係都道府県及び農林水産省は家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、初動防疫措置として発生農場への部外者の立入制限、鶏舎の消毒等を実施します。また、発生農場の飼養鶏の殺処分、消毒、周辺農場における鶏や卵等の移動の制限、疫学調査を実施します。

また、家畜防疫の観点から、これらの防疫措置に加えて、本病発生国・地域からの家きん類及び家きん類由来製品の輸入停止措置が行われております。